

# 地方自治体財政の情報公開とその可能性

—— 蘭越町バランスシートを手がかりに ——

大 沼 宏

## はじめに

私が蘭越町からバランスシート（貸借対照表）作成についての相談を受けたのは、一昨年（平成11年）の夏だった。当時も今も余り変わらないが、地方自治体の財政制度であるとか会計組織などについてほとんど研究する機会もなく、そんな私に何を聞こうとしているのか、当初は本当に戸惑った。詳しく話を伺うと、平成10年から蘭越町の財政課職員が中心になって、独自のバランスシート作成に着手していたとのことである。しかし、元々町の財政には通じていても企業会計には疎いので自信がない。そこで出来上がったバランスシートを見て欲しい、できればバランスシートは町にとっても大事であることを講演して欲しい、という依頼だった。

私自身にとっても勉強となるいい機会だったので、本学の松本康一郎教授に依頼して、松本教授が中心となって、山本真樹夫教授、渡辺和夫教授、簗本智史助教授を巻き込んで蘭越町のバランスシートを改善するプロジェクトが結成された。以降2年ほど蘭越町バランスシートとも関わってきたが、ようやく地方自治体を取り巻く環境の変化や財政状況の悪化を理解してきた。蘭越町の動きは決して偶然というか、話題づくりだけが目的なのではなく、根底に一つの狙いがあることに気づいた。現にバランスシートを作成する自治体はその後相次いでおり、自治省（現総務省）からも地方自治体が貸借対照表を作成する際のガイドライン「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（以下自治省ガイドラインと略）が昨年発表された。その上でまだその試みは

途上であり、決して成功したとは言いきれないということにも気づかされた。

そこで本稿では蘭越町のバランスシートだけを取り上げるのではなく、地方自治体を取り巻く近年の情勢を理解した上で、何を改善していくべきかを検討する。ここでいう地方自治体は、都道府県というよりももう少し小規模な市町村を対象とする。

### 地方財政危機の実態

東京都、大阪府、神奈川県などの大都道府県の「倒産」の可能性が噂される。同時に「倒産」の危機を回避するという名目で財政支出の減額が伝えられる。この財政危機の実態を分析してみる必要がある。

改めて自治体の「倒産」について考えてみる。正確には「地方財政再建促進特別措置法」（以下「措置法」）の定めを準用する「準用財政再建団体」への転落のことを、俗に自治体の「倒産」と呼ぶ<sup>1)</sup>。具体的にいうと、単年度の普通会計の実質収支（歳入と歳出の差額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額）の赤字額が標準財政規模（標準税率<sup>2)</sup>による法定普通税・目的税＋地方譲与税<sup>3)</sup>＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税<sup>4)</sup>の、都道府県であれば5%、市町村の場合は20%を超えたとき（これを赤字限度額と呼ぶ）、起債制限団体に指定され、公共・公用施設の建設のための起債を起こすことができなくなる（措置法第23条第1項<sup>5)</sup>）。

- 1) 平成13年12月17日付の日本経済新聞朝刊26頁に財政再建団体に陥った全国で唯一の自治体である福岡県赤池町についての記事がある。もっとも平成13年度中に財政再建の目処がたったとの報告が併せてなされている。
- 2) 標準税率とは、地方自治体が課税する場合に通常採用すべき税率である。
- 3) 地方譲与税は、本来地方税を課すべき財源に対して課税の便宜上地方団体に代わって国が課税・徴収し、その収入額を一定の基準で地方に譲与するものである。林 [1999] 51頁参照。
- 4) 標準財政規模は、地方税や地方交付税などの一般財源の規模を示す。林 [1999] 55頁参照。
- 5) 醍醐 [2000] 59-60頁参照。

実際自治体が倒産した例はほとんどなく、東京都や大阪府はその危機にあるとはいえ、まだ起債制限団体に陥ってはいない。だが、ひとたび起債制限団体の指定を受けると、自主的に地方債を発行して資金を調達できなくなり、すべて政府資金による融資にしか依存できないことになる。現在の地方財政は地方債への依存度が極めて高く、起債を抜きにした財政運営は非現実的である。つまり、起債制限団体の指定を受けないようにするために自治体の財政当事者が真っ先に考えるのは、実質収支が赤字にならないようにすることだと言える。あるいはたとえ実質収支が赤字になったとしても赤字限度額を超えないように対策を講じることが財政当事者の関心事といえる。

そこで実質収支が赤字にならないように財政当事者が施す策にはどんなものがあるか。単純に考えると、歳入を増やすか（増加したように見せることも含む）、歳出を減少させるしかない。歳入を増やすといってもその柱である地方税収はほぼ毎年横這いである。市町村における税収は所得に対するものとしては市町村民税、消費に対するものとしては電気ガス税、資産に対するものとしては固定資産税が基本的なものである。ところが、一部の市町村を除いて人口の増加がほとんど見られない市町村では、これら税収の著しい増加はほとんど不可能である。一方で歳入がたりないからといって、自動的に歳出を減らすことは現実問題として難しい。結果として実質収支を黒字にするために依存するのが、地方債と地方交付税、そして過年度積立金の取り崩しあるいは積立金への繰入額の減額となる。

しかし1998年段階で市町村において実質収支が赤字に陥っている自治体は全国でわずか28団体に過ぎない。注意が必要なのは、実質収支には現れない、財政状態の深刻な悪化が進行しているからである。

そこで以下の図1を参照されたい。

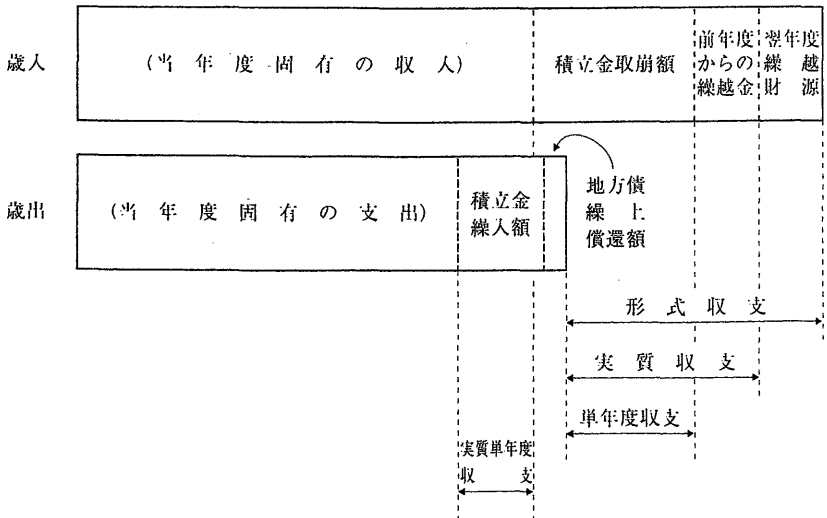


図1 自治体収支について

(出所) 醍醐 [2000], 44頁

もっとも厳格な数値が「実質単年度収支」であり、もっともラフな数値が「単年度収支」である。なかでも「実質収支」が起債制限比率の関係で最も重要とされる。しかしこの数値を算出する際には、歳入には前年度からの繰越金を含める事ができるばかりか、増発した地方債収入を含めることができる。歳出には積立金繰入額を含めても含めなくともよいという特徴がある。つまり実質収支が苦しくなれば、地方債の増発を行ったり、基金を取り崩したり繰り入れを停止したりすればある程度伸縮できる。決算対策という言葉があるが、実質収支はまさにこの決算対策によって調整が可能な数値である。醍醐 [2000] の言葉を借りれば、

「いずれにしても、このような決算対策で調整が可能な実質収支の赤字の多寡を指標にした起債制限措置を発動しても、時宜を得た自治体財政の早期是正措置にならないことは明らかである。それどころか、このように単年度ごとの操作可能な実質収支赤字を指標にした起債制限制度を採用すると、自治権の放棄を意味する準用再建団体への転落を避けたい自治体としては、赤字額を限度

ライン以下に押さえ込むための不定財源対策に注力せざるを得ない。その結果、実質収支の黒字要因を先取りする一方（基金の取崩し等）、後年度の赤字要因を増加させる財源補填債の発行等、「問題先送り政策」（forbearance policy）が誘発された。」

と断じる。

では具体的に地方財政の危機とは実態としてどのような状況を意味するのか。

次のグラフを見ていただきたい。

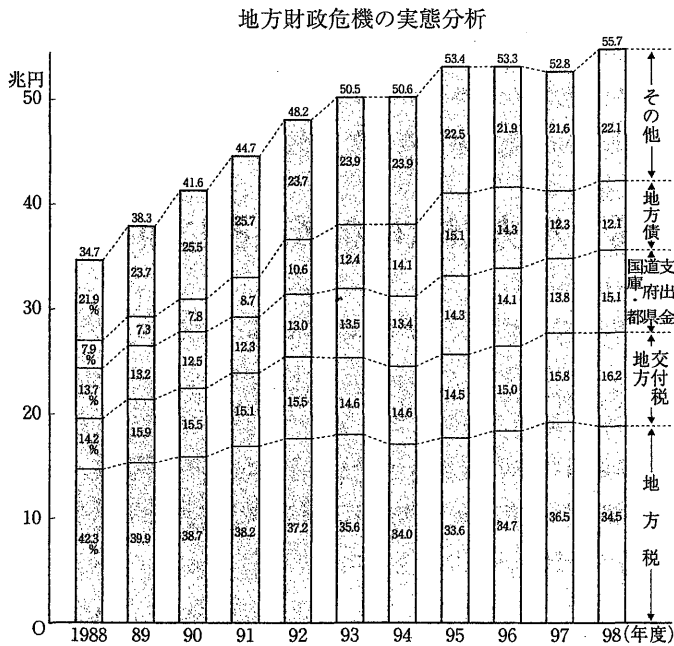


図2 市町村の歳入構成の推移

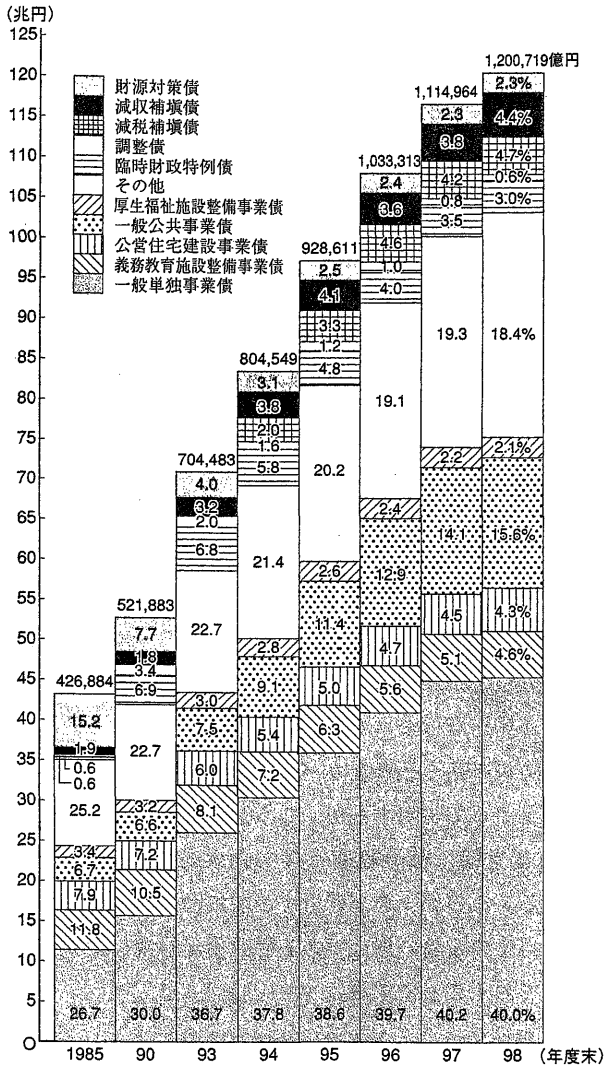
（出所）自治省『地方財政白書』（平成12年度版），39頁

これは醍醐 [2000] 91-92頁にあったものであるが、歳入が基本的に増加傾向にあり、そのなかでどの源泉のシェアが増加・減少しつつあるかわかる。一

目で分かるのが、都道府県・市町村ともに地方税のシェアが横這いであるのに対し、地方債のシェアは上昇傾向にあるという点である。景気の後退に伴って税収が減少したため、それを補うために地方債を増発したのである。特に財源不足を補うために発行された財源対策債<sup>6)</sup>、減収補填債<sup>7)</sup>、減税補填債<sup>8)</sup>、調整債<sup>9)</sup>、臨時財政特例債<sup>10)</sup>の総額は、1998年度末の地方債現在高の15%に達する(図3参照)。こうした地方債の増加は、将来的な財政負担を増加させ、財政の弾力を弱めることになる。もちろん地方債は公共サービスを世代間で公平に負担するために発行される。従って単純に債務残高だけを捉えて多すぎるとか少なすぎという議論は近視眼的である。将来に向けた視点をもって地方債については検討しなければならない。そうであったとしても、将来の財政負担を見据えて自治体は地方債を増発したのか。

地方債の発行には自治省(現在は総務省)の許可が必要である。安易に地方債を発行することは名目上できないことになっている。だがここ数年、景気対策という名目で公共事業が増発され、それに伴って地方債が大量に発行された。特に地方自治体が単独で取り組む地方単独事業を景気対策の名目で、地方自治体に引き受けさせるために自治省は次のような方策を実施した。第一に、事業費への直接補助という形ではなく、起債制限の緩和によって財源を保証した。第二に、単独事業のために発行された地方債の元利償還について、後日国が地

- 
- 6) 地方財政計画を策定する段階で見込まれた財源不足を補填する措置として増発される地方債。一般には地方交付税を算定する際の基準財政需要額を起債に振り替える方法で措置される。醍醐 [2000] 95頁。
  - 7) 地方税が減収見込みとなり、地方自治体が他の方法を講じても財源の手当ができないとき、減収見込額の範囲内で当該自治体の財政事情を勘案して許可される地方債。醍醐 [2000] 97頁。
  - 8) 個人住民税等の減税に伴う地方自治体の減収額を補填するために、1994年度から特例として発行が許可された地方債。醍醐 [2000] 97頁。
  - 9) 経常経費の国庫補助負担金等の減少相当額及び国民健康保険財政対策に関わる地方負担増加額等を対象として認められる地方債。醍醐 [2000] 97頁。
  - 10) 投資的経費の国庫補助負担率の引き下げ措置に伴う地方自治体の減収相当額を補填するために許可される地方債。1985年度から1992年度までの間の暫定措置として導入された。



- (注) 1. 地方債現在高は、特定資金公共事業債を除いた額である。  
 2. 減収補填債は、1975年度分、1982年度分、1987年度分、1993年度分、1994年度分、1995年度分、1997年度分および1998年度分である。
- (出所) 自治省『地方財政白書』平成12年度版、39ページ

図3 地方債現在高の目的別構成比

方交付税で補填するという形を取ったのである。これにより、地方債が増発されたばかりか地方交付税への過度の依存体質を生み出すことになった(図3参照)。

歳入を補填する財源は地方債だけではなく、地方交付税(ここでは普通交付税を考える)もある。地方交付税は各地域の財政力の格差を是正するために特定の国税の一定割合を地方自治体に配分するものである。といっても無制限に交付税は交付されるのではなく、一定の基準に従って交付される。原則的に標準的な施設を維持する場合に必要とされる一般財源を表す基準財政需要額と各地方自治体が財政力を合理的な方法で測定した基準財政収入額との差額(財源不足額)として算定される。式で表すと以下のように表される。

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額}$$

基準財政需要額の基本的な考え方は現在の自治体施設を運営するのに必要な財源総額であり、必要最低限度の需要額を表す<sup>11)</sup>。一方基準財政収入額は地方自治体が標準税率で得られると予想される財政収入見込額の、都道府県は80%、市町村は75%の額に地方譲与税の総額を加えたものである<sup>12)</sup>。つまり標準的な財政規模で自治体を運営した場合に必然的に不足する額を、国税から地方に再配分するシステムとして普通交付税は本来あった。

ところが、この基準財政需要額は国の財政動向に左右されており、決して標準的な地方自治体の財政需要を示しているというわけではない。田近、油井、佐藤[2001]によると基準財政需要額は教育、警察、消防などの地方自治体が提供すべき基本的なサービスを保障するために必要な額とされる。しかし実態はそうではなく、国の意向に添って増減できるものである。前述したように、

11) 基準財政需要額は財政需要を各行政費目ごとに経常経費と投資的経費に区分して算定した額の合計額であり、この経費は単位費用×測定単位の数値×補正係数によって計算される。一見透明性が高いように感じられるが、補正係数はお手盛りで決定されるものであり、単位費用に含められる行政費目も行政の判断で変わる。林[1999] 185-186頁参照。

12) 従って普通税の20%もしくは25%及びその他の税収は基準財政収入額に含まれないので、これらのことを留保税額という。林[1999] 186頁。



ここ数年に行われた景気回復のための財政出動の際、自治省は元利償還費を基準財政需要額に含めることを容認していた。この結果、1988年度と1998年度の地方自治体全体での土木費を比較すると、実に1.5倍強に増加している。このうち地方単独事業のシェアは、1988年度は26.7%に過ぎなかったのに対し、1998年度では実に約40%にまで至っている。増加した土木費のうち、かなりの部分が地方単独事業として実施されていると推測される（醍醐 [2000]）。この費用のほとんどは乱発された地方債収入によって賄われたわけだが、結果として景気回復は達成されたのであろうか。残ったのは債務だけである。しかも地方交付税によって将来の元利償還費は国が負担すると思われていたが、昨今の構造改革の議論などにより帳消しとされそうな雲行きである。現に、平成13年8月30日の日本経済新聞朝刊2面では地方交付税制度を抜本改革し、国の財源補償範囲を縮小すると報じられている。こうした状況の背後にある最大の問題点として、自治体の住民がどの程度債務を抱えているかをほとんど分からないという会計制度にある。

以上をまとめると次のようになる。バブル崩壊後、国は景気対策として大規模な財政出動を行い、それを地方自治体にも地方単独事業として応じさせることになった。結果として地方債の発行残高は膨大なものとなり、一方で償還の目処はほとんど立っていない。しかも償還財源として見込んでいた地方交付税が将来的に減額される可能性が高い。これが地方財政危機の実態といわれるものである。このような財政危機の根底には会計学の視点から見て大きな構造的欠陥が隠されている。

### 根底にある問題

地方財政危機の要因は、主として国の景気対策に乗った形で地方債を乱発したという点によるところが大きい。そうした事態を抑制する責任官庁たる自治省が、率先して景気回復のために地方自治体財政に明らかな財務的な負担を課したことについては、その責任を厳しく問われるのは当たり前である。しかし、

だからといって地方自治体の責任が免責されるはずはない。そこでこの問題の根底にある構造的な欠陥を見直す。

根本にあるのは債務の存在のみならず資産及び負債、資本といった財政状態を常時確認できる状態になっていない自治体会計制度に問題がある。自治体会計制度は、基本的に現金の収支だけに着目した現金主義会計によっている。企業会計では当然とされるバランスシートは作成されてはいなかったのである。それでもいくつかの都道府県、市町村の中ではバランスシートを作成したところも少なくない。現に一昨年自治省ガイドラインも公表されている。とはいえ、バランスシートに代表されるストック情報を重視した会計システムに地方自治体が移行したとはとても言えない。自治体会計が未だに現金主義に基づいている理由についてはまたの機会に検証するとして、この会計システムの下では債務の存在を意識することはできない。結果として、これが次の二つの失敗を生んでいる。

一つは債務のみならず、保有資産についてのストック情報が欠如しているために、財政の健全性の維持と規律向上が進まず、財政悪化の認識を遅らせることになったという点である。企業会計でもそうであるが、負債の存在は財務的負担であると同時に、規律効果を生む。経営者は負債を返済しようと無駄な出費を抑えて利益最大化を目指して経営を行う。地方自治体では負債を意識するにも財産目録の上でしか把握できず、それ故規律効果も期待できない。さりとてそうした債務についての情報も不足しているのである。こうした必要不可欠の情報が入手できない状況を、「情報の失敗」と呼ぶ。地方自治体財政の悪化の原因の一つには、これがあったと考えられる。また負債の返済計画もバランスシートがあって、初めて綿密な返済スケジュールが立つものである。実際バランスシートを市政に導入した藤沢市の財政担当者にいわせると、バランスシートによってようやく長期的な視点に立った財政計画が立てられるようになったと答えている<sup>13)</sup>。バランスシートはストック情報を提供するのと同

13) 小樽商科大学バランスシート・プロジェクト [2001] 30頁。

時に、長期的な視点に立った経営計画策定にとっても重要な役割を果たす。こうした情報を財政担当者や町政責任者らが把握できなかったことが、結果として財政の悪化を食い止められなかった理由として考えられる。これが第一の「情報の失敗」である。

いま一つとして、ストック情報の不足が住民の自治意識の欠如と統制の不備を生み、地方財政を深刻な危機に至らしめる大きな要因となったという点である。ストック情報はその経営主体の将来像を予測するための重要な指標である。これに係る情報が不足していたがために、地域住民は当該地域の将来像を共有できず、結果として自治意識が希薄となってしまったという点で、これは別の意味での「情報の失敗」といえよう。地域住民の自治意識があれば程度あれば、財政危機に直面しているかどうかを監視しようというインセンティブも生まれる。これにバランスシートのような情報が加わることで、有効なガバナンス機能を住民は果たすことができる。これとは別の意味で、財政危機ではないにも関わらず、情報が不足しているために地域住民の不信感を生む可能性もある。地域住民の自治意識の高まりに応えられないという点についても問題である。

この情報の失敗という問題を解決するためには、地方自治体は次の二つの方策を採らなければならないと考える。一つは自治体財政にバランスシートを導入してストック情報を作成し、自治体職員全員が常にアクセスできるような状態にしておく。今ひとつは、できる限りの情報を地域住民も常にアクセスできるような状態にしておくことである。この問題の解決を目的として（いたかどうかは確認したわけではないが）、蘭越町では平成10年度から独自の方針によってバランスシートを作成してきた。続いて、蘭越町のバランスシートを見ていきながら、いかなる問題を解決し、いかなる問題が未解決であるかを検証する。

### 蘭越町の試み

中間報告 [2001] によると、蘭越町は人口6318人（平成12年11月1日現在）、年間財政規模が約76億円（平成11年度一般会計予算）、実質収支は121百万円の

黒字、実質単年度収支79百万円の黒字であった（いずれも平成11年度決算）。決して財政危機に瀕しているわけではない。規模としては、北海道内においては中程度の自治体となるだろう。

平成11年、蘭越町は宮谷内留雄町長の発案によりバランスシートを作成することを決定した。大分県臼杵市のバランスシートを参考に、町の決算書および事項別明細書より平成10年度（1999年3月31日現在）のバランスシートを作成した（北海道新聞、1999年9月18日付記事<sup>14)</sup>）。

ただし蘭越町も一般的な地方自治体の一つであるため、自治体会計を全面的に見直して複式簿記を導入し発生主義会計に大転換した、というわけではない。地方自治体は昭和44年以降、決算統計という統計データを自治体の決算書を下に作成することが決められている。実はバランスシートを作成する他の自治体のほとんどが、同じように決算統計データを基にしている。しかしながら、蘭越町はかなり以前から町政懇談会という一種のタウンミーティングを実施しており、その中で公表することを目的としてバランスシートを作成したということである。バランスシート作成を言い出したのは、町長だった。自分の妻が経営する商店ではバランスシートを作るのに、町で作らないのはなぜかという疑問が出発点であったらしい。町長の号令のもと財政課職員が作成に取りかかったものの、具体的な実務指針等はその当時はなく、作成手法は独特のものであった。内容的には自治省ガイドラインとは一線を画し、企業会計でよく見られるバランスシートを範に取ったとのことである。

自治省ガイドラインによるバランスシートはやはり決算統計を基礎に作成することを前提としている。その内容は予算の款・項を下に固定性配列法で作成することを求めている。自治省ガイドラインに従って作成されたバランスシートの公表は最近相次いでおり、昨年度調査に訪れた藤沢市でも独自に作成したバランスシートと同時に、自治省ガイドラインに準拠して作成した貸借対照表

---

14) 北海道内の自治体では先陣をきる試みであった（北海道新聞、1999年10月19日付記事）。

の両者を比較できる形で公表している。

蘭越町に話を戻すと、バランスシートを使った情報公開の試みは先に述べた情報の失敗を防ぐという点からも有効である。第一の情報の失敗による財政健全性のゆがみに対しては、長期的な視点に立った財政計画が可能になるという効果が見られる。貸借対照表を作成したことで、どの程度の資産を保有していて、それに対応する形でどの程度の負債を抱えているかを初めて理解したと町長は以前語っていた。バランスシートを活用した地方債返済計画が進行中とのことである。さらにバランスシート公表を契機として、町の財政は決して逼迫しているわけではないが、かといって豊かな状態にあるわけではないという認識が職員の間にも広がりつつある。このため無駄な費用はできるだけ節約し、町民を向いた町政に転換しつつあるという報告も受けている。

第二の情報の失敗である住民の町政への不信心は町政懇談会によって払拭されているようである。町政懇談会を通じた情報公開は着実に成果を上げており、町民も町政に参加しているという自覚が芽生えていると思われる<sup>15)</sup>。

だが、会計学者としてこのバランスシートをみた場合、いくつかの問題点が依然残されていると考える。それについては小樽商科大学蘭越町バランスシートプロジェクト [2001] に述べてあるのでここでは簡単に触れて、その上でこうした問題点をどのように解決していくかを考える。

### 蘭越町バランスシートの問題点とその解決

第一の問題点は、バランスシートの正味財産区分にある。正味財産とは負債以外で地方自治体が資金調達を行った資金源泉を表す。負債が債権者から資金調達を行った結果を示すものであるとすれば、正味財産はその他の資金

---

15) 町政懇談会の資料は中間報告 [2001] 26頁以下。この中に蘭越町のバランスシートも含まれる。

調達源泉を示すはずである。しかし、蘭越町のバランスシートではその点が明確ではない。自治省ガイドラインでは正味財産は1. 国庫支出金, 2. 都道府県支出金, 3. 一般財源等に分類するよう指示する。この形にすることで、資金源泉別の調達額が解り、その依存度も明白となるであろう。

第二の問題点は、バランスシートそのものにある。バランスシートを作成したのは、町長の一声だけではなく、町民からの町財政は危機的状態にあるのではないかという投書の存在も理由の一つであった。こうした不信感を払拭するためにもバランスシートは不可欠であった。しかし作成してみて気づいたのは、負債額の多さというよりも、正味財産が非常に多いということであった。これは何も蘭越町にとどまらない。バランスシートを作成した都道府県、市町村いずれにおいても結果は同じであった<sup>16)</sup>。これには実は理由がある。保有資産を時価評価すると、大概是増価されるので負債よりも資産の方が多くなりがちである。結果として正味財産が算出され、財政危機ではないという説明がされる。これは本当であろうか。これについて社会経済生産性本部の水田氏に尋ねたところ次のような回答を得た<sup>17)</sup>。

……(前略)というのも、みな正味財産が大きければ大きいほど満足しておられる。結局正味財産とはなんだろうと考えてみますと、今まで住民の方が税金等を通じて買い終えて蓄えられたストックの部分なんです。ですから、この部分はこれからの住民の方は代金を支払わなくても使えるストックの部分になるわけです。この部分が大きいのがいいかどうかわからないのに、大きいほうがいい、大きいほうが余裕があるということになると、それは老人の在宅ケアや訪問ケアをすべて削って、建物や土地や道路をどんどん造ればよいということになります。これがいわゆる箱もの行政です。正味財産が大きいことがよいとなると、大変なことになってしまうわけです。正味財産比率の大きさだけ見ていると、箱もの行政を助長することになっ

16) 小樽商科大学バランスシート・プロジェクト [2001] 8頁参照。他に調査したところでも負債総額が資産総額を超過する債務超過にある地方自治体はなかった。

17) 小樽商科大学バランスシート・プロジェクト [2001] 26-27頁参照。

てしまいます。自治体によってはそういった側面を隠して、正味財産が大きければ良いという言い方をするとところもあります。……結果として負債は大きいですが、それを補うほどの正味財産があるという主張をしました。本当にこれでいいのかわかりません。結局正味財産の大きさをどのくらいにもっていくかが、政策当局の手腕なのです。極論を言えば、資産残高がいくらあるとか、負債残高がいくらあるとかは実はそれほど重要な問題ではありません。そういったものは結構公表されています。おそらく、バランスシートを作成する一番の意義は正味財産を計算することだと思います。そして政策担当者が最も重視しなければならないのは、正味財産の大きさだと思います。……（後略）

正味財産が多くなればなるほど、固定資産等が増加することになり、その分行政からのソフトサービスが圧迫されてしまう。正味財産が多ければ財政危機下にはないと言っても、それは何の情報提供にもならない。正味財産をどう管理するかについての説明が情報として必要なのである。

第三の問題点として、正味財産と密接に関わるのだが、バランスシートだけでは行政サービス提供のためのコストが把握できない。バランスシートはあくまで資金の調達源泉とその資金を何に運用したかを示すものである。行政サービス提供に係るコスト計算書、つまり行政コスト計算書を併せて作成し、両者によって行政の効率性や有効性を検証する必要がある<sup>18)</sup>。バランスシートだけで全てが終わりなのではなく、バランスシートから発展させた様々な計算書類によって行政評価する必要がある。また会計システムを現行の現金主義から発生主義に近いものに転換し、減価償却費や各種引当金を計上して将来の事態に備えておくことにより、計算書の有用性もより高まるであろう。

第四の問題点として、自治体全体のバランスシートは大きすぎるということである。バランスシートを行政の投資活動評価に利用したいという声は現場に

---

18) 行政コスト計算書についての詳細は小樽商科大学バランスシート・プロジェクト [2001] 14-17頁参照。

ある。ところが投資案件それぞれについてのバランスシートを作成しないことには、行政評価に結びつかない。自治体そのものについてのバランスシートは地域住民との利害調整や情報提供という観点では有効である。しかし行政効率や行政効果の測定という観点からすると現行のバランスシートはやや大きすぎる。各投資的経費ごとにバランスシートを作成して事業の効率性を評価できる体制を作るべきであろう。

第五の問題点として、普通会計の貸借対照表だけでは自治体の財政実態を表していないということである。現行の蘭越町バランスシートは一般会計及びそれに準ずる4つの特別会計を対象とした、いわゆる普通会計を主体とするものである。普通会計が蘭越町の主要な活動を示すものであるという点については首肯できるものの、町の財政を網羅しているものでないことは明らかである。そこで地方自治体全体の財政状態及び行政活動の状況を公表する企業会計上の連結財務諸表を参考にしたものの作成が必要であろう。しかし連結財務諸表そのものにも多数の欠陥があることは一般に知られるところである。詳細は避けるが、こうした問題点を踏まえると、連結財務諸表制度を地方自治体に導入するのがよい判断とはいえないと考えられる。むしろ関係する特別会計や公益事業会計をすべて一列に並列し、結合させる「結合財務諸表」(combining statements)を導入するほうが、自治体の財政状況全体の包括的な表示法としては適している<sup>19)</sup>。

### 地方自治体の情報公開とその可能性について

地方財政のみならず、日本経済全体にこれまで以上の経済成長を望むのは、正直困難であろう。少子高齢化時代を迎え、成長一過型の高度経済経済をのぞむのではなく、低成長を甘受しながら現状を維持しつつ、社会全体がある程度

---

19) 結合財務諸表についての詳細は小樽商科大学バランスシート・プロジェクト [2001] 19-23頁参照。



の豊かさを享受できるような社会を目指さなければならないであろう。

そうすると、税金についてもそれほどの伸びは期待すべきではなく、身の丈にあった自治体経営を志向していかなければならない。少ないパイを納得できる形で調整していく財政運営がこれからは求められてくる。そうした状況下に求められるのは、中央からの補助金や助成を求めて地域に目を向けない行政ではなく、住民を説得して税金や手数料の拡大を図る自治体行政、住民全員が納得して参加できる自治体行政ではないかと思われる。これを目指す際にまず成さねばならないのは、地域住民に向けた積極的な情報発信であり、住民との対話である。そしてこうした対話を通じた地域の将来像の確認が必要なのではないかと思われる。

蘭越町が行う町政懇談会やバランスシートを通じた情報公開・情報発信は非常に有用なモデルと考えられる。情報公開を積極的に行うことで、情報の失敗を防ぐことができるのではないだろうか。しかしこれについての解答はまだはっきりしていない。蘭越町の今後の試みはその答えを出してくれるのだろうか。

## 参 考 文 献

- 小樽商科大学蘭越町バランスシートプロジェクト [2001] 『蘭越町貸借対照表の検討と課題 (中間報告)』
- 小樽商科大学蘭越町バランスシートプロジェクト [2001] 『蘭越町貸借対照表の検討と課題』
- 醍醐 聡 [2000] 『自治体財政の会計学』 (新世社)
- 林 宜嗣 [1999] 『地方財政』 (有斐閣ブックス)
- 田近 英治, 油井 雄二, 佐藤 主光 [2001] 「地方交付税の何が問題か —ゆるむ地方の財政規律と阻害される財政努力—」 『税経通信』 第56巻, 第12号, 9月号, 23-33頁。